

国民健康保険課からのお知らせ

希望者には資格情報のお知らせ・資格確認書を簡易書留で郵送します

希望者には、資格情報のお知らせまたは資格確認書を簡易書留で郵送します。簡易書留は郵便局の職員が直接手渡しで配達します。

簡易書留での郵送を希望する場合は、6月23日(月)までに直接または電話で国民健康保険課または各支所市民サービス課に申し出てください。

マイナ保険証の利用が難しい人は資格確認書の交付申請が可能です

マイナ保険証を持っている人でも、次の人には資格確認書を交付することができます。資格確認書の交付を希望する場合は、顔写真付きの本人確認書類(運転免許証など)を持って、国民健康保険課または各支所市民サービス課で申請してください。この場合、マイナ保険証の利用登録を解除する必要はありません。

対 次のいずれかに該当する人

- マイナンバーカードを紛失または更新中で、有効なマイナンバーカードが手元にない人
- マイナンバーカードを返納する予定がある人
- マイナ保険証での受診が困難な高齢者や障害者



▲交付申請について詳しくは市HPへ



マイナ保険証をぜひ利用してください

マイナ保険証を使って医療機関を受診した際、情報提供に同意すると、過去に処方された薬や健診の情報などが医師や薬剤師に共有されてよりよい医療を受けることができます。また、手続きなしで窓口での自己負担限度額を超える支払いが免除されます。



▲マイナ保険証について詳しくは厚生労働省HPへ

マイナンバーカードの保険証利用登録

マイナンバーカードを健康保険証として利用するためには、利用登録が必要です。

必要なもの

- マイナンバーカード
- 利用者証明用電子証明書暗証番号(数字4桁)



次のいずれかの方法で登録できます

マイナンバーカード読み取り対応のスマートフォンまたはパソコンとICカードリーダーを使用し、マイナポータル(※)で登録する



顔認証付きカードリーダーを導入済みの医療機関で登録する



セブン銀行ATMから登録する



▲マイナポータル

※マイナポータルにログインするには、マイナポータルアプリのダウンロードが必要です。ログインにはマイナンバーカードと利用者証明用電子証明書暗証番号(数字4桁)が必要です

マイナ保険証の利用登録状況の確認方法

マイナポータルからマイナ保険証の利用登録をしているか確認できます。

国民健康保険・後期高齢者医療制度

「資格情報のお知らせ」または「資格確認書」を郵送します

国民健康保険・後期高齢者医療制度の保険証の有効期限は、7月31日(木)です。昨年12月に保険証の新規発行が終了したため、保険証の代わりに資格情報のお知らせまたは資格確認書を7月上旬以降に郵送します。

※資格情報のお知らせと資格確認書は、同じ世帯でも別に届きます

問 国民健康保険加入者＝国民健康保険課(☎27-2735)

後期高齢者医療制度加入者＝年金医療課(☎27-2739)



国保 マイナ保険証を持っている人には

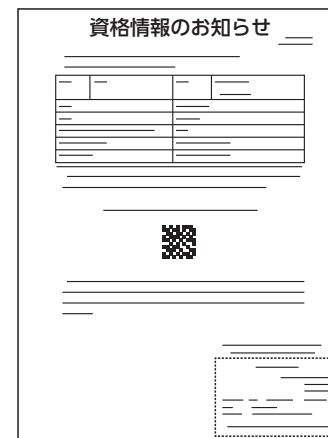
資格情報のお知らせを郵送します

医療機関を受診する時はマイナ保険証を提示してください。資格情報のお知らせは、マイナ保険証が利用できない場合や特定健診受診時に必要となりますので、大切に保管してください。

※70歳未満の人で、既に資格情報のお知らせを交付されている場合は、新規の郵送はされません。現在持っているものを引き続き使用してください

有効期限 郵送する資格情報のお知らせの有効期限は次のとおり

- 70歳未満の人＝有効期限はありません
- 70歳から74歳までの人＝令和8年7月31日(金)または75歳の誕生日の前日です
- ※75歳になる人には、有効期限が切れる前に年金医療課から後期高齢者医療制度の資格確認書を郵送します



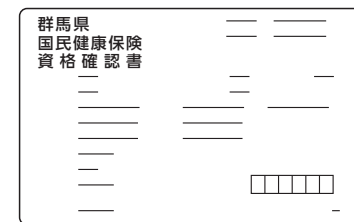
国保 マイナ保険証を持っていない人には

資格確認書を郵送します

これまでの保険証と同様に医療機関に提示してください。

有効期限 郵送する資格確認書の有効期限は次のとおり

- 70歳になる人＝誕生月の末日です
- ※有効期限が切れる前に新しい資格確認書を郵送します
- 75歳になる人＝誕生日の前日です
- ※有効期限が切れる前に年金医療課から後期高齢者医療制度の資格確認書を郵送します
- 上記以外の人＝令和8年7月31日(金)です



※従来の保険証と同じサイズです

後期 後期高齢者医療制度に加入している人には

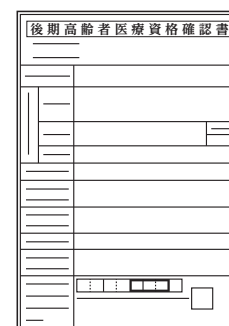
加入者全員に資格確認書を郵送します

マイナ保険証の有無にかかわらず、全員に資格確認書を郵送します。マイナ保険証は引き続き利用できます。

既に限度額適用認定証を持っている人は、限度額情報が記載された資格確認書を郵送します。

※高齢の人にもマイナ保険証を基本とする仕組みに円滑に移行してもらうため、マイナ保険証と従来の保険証の併用期間を一定期間確保することを目的としています

有効期限 郵送する資格確認書の有効期限は、令和8年7月31日(金)です



※従来の保険証と同じサイズです